

事業名 令和5年度 営業活動促進支援事業

【目 的】

会員企業がおこなう積極的な営業活動についてその費用の一部を補填することで、急激な原材料高・燃料高等の厳しい環境下の収益確保にむけた取組みを支援する。

【補助対象】

広告宣伝活動の費用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、web等マス媒体上でおこなう広告宣伝費
- (2) 屋外看板、のぼり旗などによる屋外での広告宣伝活動費
- (3) 折込みチラシ、パンフレット、ホームページ、PR動画による広告宣伝活動費

＜対象とならないもの＞

- ・売上拡大に寄与しない広報活動の費用（趣味、サークル活動、思想、宗教、政治活動など）
- ・実施済み広告の継続費用（チラシ等の増刷費用、広告契約の更新料など）
- ・備品や消耗品等の購入費（編集ソフト、カメラ、パソコン等の機材備品、ノベルティグッズ、名刺、制服や作業着等の制作・購入費用、その他広告宣伝以外にも使用できるもの）
- ・通信費、交通費、販売手数料等の費用

【補助対象期間】

令和5年4月1日～令和6年1月31日までに実施し費用精算が済んでいるもの。

但し、期限前に予算額に到達した場合はその日までとする。

【補助額】

補助率 1/2（最大） 補助上限額 50,000円 （1企業1回／年）

【補助申請の手続き】

（事前申請）

「営業活動促進支援事業申請書（様式1号）」に必要書類を添えて、事前に豊丘村商工会長へ申請するものとする。

（実績報告）

「営業活動促進支援事業実績報告書（様式2号）」に必要書類を添えて、令和6年1月末までに豊丘村商工会長に申請するものとする。

【補助額の確定】

実績報告がされた月の翌月20日に補助額を確定する。